

重要事項説明書

社会福祉法人 さきたま会

加須市不動岡・礼羽・志多見
高齢者相談センターみづほの里

介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに関する重要事項説明書

介護予防支援・介護予防ケアマネジメントについて介護保険法関連法令に基づき、説明しなければならない内容を示したものです。(令和6年4月1日現在)

1. 事業者の概要

事業者の名称	社会福祉法人 さきたま会
代表者	理事長 竹下 成子
所在地	加須市平永142

2. 事業所の概要

(1) 事業所の所在地等

事業所の名称	加須市不動岡・礼羽・志多見高齢者相談センターみづほの里 (介護保険事業所番号: 1103800031)
所在地	加須市平永142 電話 63-0011 FAX 61-1600
通常の事業の実施地域	不動岡・礼羽・志多見地区

(2) 事業の目的及び運営の方針

① 事業の目的

社会福祉法人さきたま会が開設する加須市不動岡・礼羽・志多見高齢者相談センターみづほの里（以下「事業所」といいます。）が行う指定介護予防支援の事業（以下「事業」といいます。）の適正を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の保健師その他指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」といいます。）が、要支援状態またはそのおそれのある高齢者等（以下「利用者」といいます。）に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とします。

② 運営の方針

ア 担当職員は、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を送ることができるよう配慮して行います。

イ 事業の提供に当たり、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じ、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するため、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとします。

ウ 事業所は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類、特定の介護予防サービス事業者、地域密着型介護予防サービス事業者又は介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとします。

エ 事業の実施に当たっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等介護保険サービス事業者及び住民の自発的な活動によるサービスを含む地域における様々な取組を行う者との連携に努めるものとします。

(3) 事業所の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日 ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までを除く。
営業時間	8時30分～17時15分

(4) 事業所の職員体制

管理者	川島 三枝子
-----	--------

職種	人員数	職務内容
管理者	1人（常勤・兼務）	事業所の担当職員の管理、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの利用申し込みに係る調整及び業務の実施状況の把握その他指揮命令等を一元的に行う。
保健師等	2人（常勤・兼務）	介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供に当たる。
介護支援専門員	2人（常勤・兼務1人、非常勤・専従1人）	
社会福祉士	1人（常勤・兼務）	

3. 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供方法、内容等について

(1) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関する相談

利用者の居宅又は事業所内又は委託事業者の事業所内において利用者からの相談に応じます。

(2) 担当職員の氏名及び連絡先の病院等への伝達

利用者又はその家族は、利用者が病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えていただくようお願いします。

(3) 介護予防サービス・支援計画書の作成

① 担当職員は、利用者に対して介護予防サービス・支援計画書を作成します。

② 介護予防サービス・支援計画書の作成開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における介護予防サービス事業者等に関するサービス及び住民による自発的な活動によるサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供します。

なお、介護予防サービス・支援計画書は2の(2)の②運営の方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の介護予防サービス事業者等の紹介や当該事業所を介護予防サービス・支援計画書に位置付けた理由を求めることができます。

③ 介護予防サービス・支援計画書の作成に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して、利用者の有している生活機能や健康状態、置かれている環境等を把握した上で、利用者の日常生活の状況を把握し、利用者及び家族の意欲及び意向を踏まえて、生活機能の低下の原因を含む利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に發揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握します。

④ 利用者及びその家族の希望及び意向、利用者についてのアセスメントの結果、利用者が目標とする生活内容、専門的観点からの目標と具体策、それらを踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、利用者、指定介護予防サービス事業者、自発的な活動によるサービスを提供する者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載した介護予防サービス・支援計画書の原案を作成します。

なお、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療系サービスを希望している場合その他必要な場合に、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師の意見を求めます。その上で介護予防サービス・支援計画書を作成した際には、当該介護予防サービス・支援計画書を主治の医師又は歯科医師に交付します。

⑤ サービス担当者会議を開催し、利用者の状況等に関する情報をそれぞれのサービス担当者と共有するとともに、介護予防サービス・支援計画書原案の内容について、担当者の専門的な見地からの意見を求めます。

⑥ 作成された介護予防サービス・支援計画書原案の内容について利用者及びその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ます。

(4) 介護予防サービス・支援計画書の実施状況の継続的な把握、評価

① 介護予防サービス・支援計画書作成後においても、介護予防サービス・支援計画書の実施状況の及び利用者の状況の把握を行い、必要に応じて、介護予防サービス・支援計画書の変更、介護予防サービス事業者等との連絡調整等を行います。

なお、介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供します。

② 介護予防サービス・支援計画書に位置付けた期間が終了するときは、当該計画の目標の達成状況について評価を行います。

(5) 利用者の居宅への訪問

モニタリング等を行うために、次のいずれかに該当する場合には、利用者の居宅を訪問し面接します。

なお、利用者の居宅を訪問しない月においては、介護予防サービス事業者等を訪問する等の方法により、可能な限り利用者に面接するように努めるとともに、面接ができない場合にあっては、電話等により利用者と連絡を取り、利用者の状況把握を行います。

① アセスメント実施時

② 介護予防サービス等提供開始月の翌月から起算して3月に1回

③ 介護予防サービス等の評価期間が終了する月

④ 利用者の状況に著しい変化があったとき

4. 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント（介護予防プラン作成等）を高齢者相談センターが委託した場合の事業とその事業所

(1) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを高齢者相談センターから受託する事業者

事業者の名称	
代表者	
所在地	

(2) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを提供する事業所

事業所の名称		
管理者		
所在地 (連絡先)		
営業日		営業時間

5. 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの利用料等

(1単位：10.42円)

介護予防支援	<ul style="list-style-type: none"> ○介護予防支援費 4,605円（442単位）／月 ○初回加算 3,126円（300単位）／月 <p>※新規に介護予防サービス計画を作成する利用者に対し指定介護予防支援を行った場合について、当該指定介護予防支援を実施した最初の月に算定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○委託連携加算 3,126円（300単位）／回 <p>※事業所が利用者に提供する指定介護予防支援を指定居宅介護支援事業者に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業者に提供し、当該指定居宅介護支援事業者における介護予防サービス計画の作成等に協力した場合、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者1人につき1回を限度として算定します。</p>
介護予防 ケアマネジメントA ※介護予防支援に相当する事業	<ul style="list-style-type: none"> ○介護予防ケアマネジメントA 4,605円（442単位）／月 ○初回加算 3,126円（300単位）／月 <p>※新規に利用者に対し介護予防ケアマネジメントAを行った場合について、当該介護予防ケアマネジメントAを実施した最初の月に算定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○委託連携加算 3,126円（300単位）／回 <p>※事業所が利用者に提供する介護予防ケアマネジメントAを指定居宅介護支援事業者に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業者に提供し、当該指定居宅介護支援事業者における介護予防ケアマネジメントAに係る計画の作成等に協力した場合、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者1人につき1回を限度として算定します。</p>
介護予防 ケアマネジメントB ※サービス担当者会議及びモニタリングを省略した事業	<ul style="list-style-type: none"> ○介護予防ケアマネジメントB 2,302円（221単位）／月 ○初回加算 3,126円（300単位）／月 <p>※新規に利用者に対し介護予防ケアマネジメントBを行った場合について、当該介護予防ケアマネジメントBを実施した最初の月に算定します。</p>
介護予防 ケアマネジメントC ※サービス利用開始時のみ実施する事業	<ul style="list-style-type: none"> ○介護予防ケアマネジメントC 2,302円（221単位）／月 ○初回加算 3,126円（300単位）／月 <p>※新規に利用者に対し介護予防ケアマネジメントCを行った場合について、当該介護予防ケアマネジメントCを実施した最初の月に算定します。</p>

6. 秘密の保持及び個人情報の保護について

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

事業所の担当職員は、その業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密については、利用者又は第三者の生命・身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。また、事業者は、担当職員であった者が、正当な理由がある場合を除き、利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じます。

なお、居宅介護支援事業者に対し介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の一部を委託する場合においても同様に秘密の保持を行います。

(2) 個人情報の保護について

事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いることはありません。また、利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で利用者の家族の個人情報を用いることはありません。

事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また、処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

なお、居宅介護支援事業者に対し介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の一部を委託する場合においても同様に個人情報の保護を行います。

7. 事故発生時の対応

事業者が利用者に対して行う介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供により、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、事業者が利用者に対して行った介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。ただし、利用者又はその家族の原因により発生した事故については、この限りではありません。

8. 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに関する相談・苦情について

相談・苦情については、以下の窓口で受け付けています。また、公的機関においても受け付けることができます。

(1) 事業所の苦情処理の体制

【高齢者相談センターの窓口】 加須市不動岡・礼羽・志多見 高齢者相談センターミズほの里	所在 地 加須市平永142 電話番号 63-0011 担当 者 川島 三枝子 受付時間 8:30～17:15（月曜日～金曜日）
--	--

(2) 公的機関の窓口

【市町村の窓口】 加須市高齢介護課	所在 地 加須市三俣二丁目1番地1 電話番号 0480-62-1111（内線105） 受付時間 8:30～17:15（月曜日～金曜日）
【公的団体の窓口】 埼玉県国民健康保険団体連合会	所在 地 さいたま市中央区下落合1704 電話番号 048-824-2568 受付時間 8:30～12:00・13:00～17:00 (月曜日～金曜日)

令和 年 月 日

介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

加須市不動岡・礼羽・志多見高齢者相談センターみづほの里

所在地 加須市平永142
法人名 社会福祉法人 さきたま会
代表者名 理事長 竹下成子
説明者氏名 印

上記内容の説明を市（事業者）から確かに受けました。

利用者 住 所 加須市
氏 名 印

上記代理人 （代理人を選定した場合）

住 所
氏 名 印